令和5年 11 月 30 日 茨城県福祉部障害福祉課 課長 森田 教司

担当:課長補佐 小林(内線 3366)

直通:029-301-3368

特別児童扶養手当の支給遅延について

県西県民センターにおいて、特別児童扶養手当(※)の事務処理を誤り、11月10日支給分(8~11月分)の924件中75件が遅延する事案が発生いたしました。

このため、厚生労働省と協議の結果、未払分について、県が本日(11月30日)支払うことといた しました。

今後、二度と同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

※精神、知的又は身体障害等のある 20 歳未満の児童を監護、養育する保護者に国から支給される手当(月額 1級 53,700 円、2級 35,760 円)

1 事案の概要

- ・ 11月10日(金)支給分で県西県民センターが所管する924件のうち、再認定75件(総額12,449,280円分)の口座への振込みが遅延した。
- ・ 遅延したのは、受給資格の期限満了に伴い、診断書等を確認して再認定した75件。

2 経緯

11月10日(金)	受給者から、障害福祉課及び県西県民センターに、手当が口座に
	入金されていないという問い合わせが複数あり、未払が発覚。
11 日 (土) ~	受給者に、支給が遅れる旨の説明と謝罪の電話連絡。 並行し、未払分の支払手続きを行う。
30 日 (木)	未払分の支払い

3 原因

- ・ 特別児童扶養手当は、法令等に基づき4、8、11月の年3回の「定時払い」と、個別事情による「随時払い」により支給することとなっているが、今回の再認定分を定時払いすべきところ、担当者は12月の随時払いで対応すればよいと誤認していた。
- ・ 所属も、担当者の事務処理の確認や進捗管理が不十分だった。

4 対応

- ・ 受給者 75 人に対して電話連絡し、支給が遅延することを謝罪した。
- ・ 未払分の特別児童扶養手当については、受給者の生活への影響が懸念されるため、厚生労働省と協議の結果、県が11月30日に支払うこととし、受給者に対して電話及び通知で説明した。
- ・ 県から受給者に支払った金額については、12月中旬に国から県が歳入として受け入れる。

5 再発防止策

- 各県民センターに対して今回の事例を周知し、他の手当も併せて注意喚起する。
- 毎年実施している研修会において、適切な事務処理の手続きを周知徹底する。
- ・ 県が作成している事務取扱手引きに、再認定の処理については定時払いで処理する旨を留 意事項として記載する。